

○議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

制 定 昭 35. 2. 1 条例 1  
最近改正 平 10. 3.20 条例 1

(目 的)

第 1 条 この条例は、組合議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当について必要な事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第 2 条 報酬は、次のとおりとする。

議 長	年 額	101,000 円
副 議 長	年 額	94,000 円
常 任 委 員 長	年 額	90,000 円
常 任 副 委 員 長	年 額	88,000 円
議 員	年 額	82,000 円

2 前項の報酬は、併給しない。

(報酬の支給方法)

第 3 条 報酬は、新たに議員となった者には、その日からこれを支給し、離職又は死亡した者には、その月分の全額を支給する。ただし、任期満了その他の事由により、離職し離職の月において再び議員となった場合は、報酬の支給については、引き続き在職するものとみなす。

2 職の異動により議員の受ける報酬に異動があった場合は、その日から新たな額の報酬を支給する。

3 前2項の規定により報酬を支給する場合であって、日割計算を必要とするときは、その月の現日数を基礎としてこれを行う。

(報酬の支給期)

第 4 条 報酬は、年額を4分し、毎年6月、9月、12月及び翌年3月にこれを支給する。

(費用弁償)

第 5 条 議員が公務のため旅行したときは、その費用弁償として、旅費に関する条例(昭和35年淀川左岸水防事務組合条例第3号)の定めるところにより旅費を支給する。

(期末手当)

第 6 条 6月又は12月に在職する議員は、別に条例で定めるところにより期末手当を支給することができる。

(施行の細目)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、組合設立の日(昭和33年12月1日)に遡って適用する。

附 則(昭 36. 3.14 条例 1)

この条例は、公布の日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

附 則（昭 37. 4.30 条例 3）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 36 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の条例の規定に基いてすでに議員に支払われた昭和 36 年 10 月 1 日以降この条例の施行の日の前日までの期間に係る報酬及び期末手当は、改正後の条例の規定による報酬及び期末手当の内払とみなす。

附 則（昭 41. 3.24 条例 2）

この条例は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 43. 3.29 条例 2）

この条例は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 46. 3.26 条例 2）

この条例は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 49. 3.27 条例 2）

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 52. 3.28 条例 2）

この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 55. 3.26 条例 2）

この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭 60. 3.27 条例 2）

この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2. 3.26 条例 2）

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 6. 3.30 条例 1）

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 10. 3.20 条例 1）

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。